

南山城村むらづくり活動支援補助金（Q & A）

番号	質 問	回 答
1	どのような補助金か？	村民主体の自主的なむらづくりへの気運の醸成や、新たな地域の魅力や特色の再発見、地域課題の解決による地域活性化を図る活動を継続的に実施する団体を支援するものです。
2	むらづくり活動とは何を指すのか？	村民の生活の質を高めるための継続的な活動のほか、地域の資源や魅力を掘り起こすリサーチ活動やブランディング及びマーケティングなどの活動であって、村又は村民の利益増進と社会貢献を目的とする活動を指します。
3	ブランディングとは？	独自のブランドに対して、共感性を最大限に高めることで独自の付加価値を創造し、他との差別化を実現する活動を指します。
4	何名以上で構成される団体が補助対象団体となるか？	成人（満18歳以上の者）である責任者を有し、2名以上で構成される村内在住者（在勤者を含む）を主たる構成員としている団体が対象となります。
5	村内在住者（在勤者）を主たる構成員としている団体とは？	村内在住（在勤者）が団体の長や重責を担っている団体をいう。 （村内在住の会長1名、村外在住の構成員が5名の場合 → 本補助金の対象団体とする）
6	他の補助金との併用は可能か？	併用は不可とします。
7	申請書の募集期間や提出期限はあるか？	募集や提出の期間は設けておりません。（随時受付）ただし、予算の範囲を超えた場合には、申請の受付を締め切ります。
8	補助金を申請してから、交付までの期間はどのくらいですか？	交付の決定は、申請後、約2週間程度とします。
9	補助対象事業の期間はいつまでなのか？	本補助金の事業期間は、補助対象事業の交付申請を行った当該年度末までとする。（原則、支出の完了をもって事業の完了とみなす）
10	申請書に全ての見積りが必要か？	必要となります。（審査では経費の妥当性も確認しますので、申請時に見積り全てが整っていることが必要）ただし、見積書の提出が困難な物品等については要相談。
11	補助事業実施場所は、交付申請時に決まっていなくてはいけないのか？	原則として交付申請時に決まっている必要がありますが、やむを得ない事情がある場合は、変更交付申請等での対応も可とします。
12	年間を通じて同じ目的で複数回事業を行っている場合、1回ごとの申請となるのか？又は、年間を通じた複数回を1事業として申請するべきか？	年間を通じた実施計画による事業の実施が好ましいことから、原則1事業として申請するものとします。
13	違う分野の2つの事業を同年度内に実施する予定であるが、同年度内に2件分を申請して良いか？	2つの事業に関連性がないと認められる事業については、同年度内に2件分を申請することは可とします。
14	既に地域に定着した活動（運動会やお祭り）は補助の対象となるか？	補助金の対象とします。
15	寄付を集めて事業を実施したいと考えているが、本補助金申請に支障あるか？	地域住民などから寄附金を集めた事業に関して、補助金申請を制限するものではない。ただし、その場合の補助金の額は、要綱に基づく算定額から当該料金の額を控除した額とします。
16	採択は申請の受付順か？	補助対象事業の採択は、申請受付順となります。
17	申請前に支払った経費及び申請前に行った契約は補助金の対象になるか？	対象とならない。（対象となる経費は、交付決定日以降に発注（契約）・支出を行ったものに限ります。）

18	補助対象事業期間を過ぎたの支払いは補助の対象となるか？	納品等が補助対象期間内に完了していても、補助対象期間を過ぎたの支払いについては補助対象外とします。
19	消費税は対象となるか？	対象となる。(補助対象事業の交付申請書には、消費税を含む総事業費を記入して下さい。)
20	団体の経常的な運営維持管理経費(人件費を含む)は対象となるか？	対象とならない。
21	個人間(個人事業主ではなく、一個人)で買ったものは対象となるか？	対象とならない。
22	近隣の協力者や事業の参加者に車や場所を借りた場合、報償費や使用料としてその費用を支払う場合は対象となるか？	対象とならない。
23	既存システムの更新は対象となるか？	補助事業の趣旨(自主的なむらづくりや新たな地域の魅力や特色の再発見、地域課題の解決等)に必要な不可欠であることを説明いただければ対象となり得る。ただし、地域課題の解決等に関係のない単なる更新は対象とならない。
24	講師等への謝金の上限額はあるのか？	講師等への謝金は、5万円以内のものに限ります。
25	食料費は対象となるか？	講師等への弁当代、会議や作業時のアルコールを除く飲料水、茶菓子、などは、対象となる。
26	振込手数料は対象となるか？	対象となる。
27	リース費用は対象となるか？	補助事業の趣旨(自主的な地域づくりや新たな地域の魅力や特色の再発見、地域課題の解決等)に必要な車両機械等については、対象となる。
28	電話料金(携帯電話通話料金)は、通信運搬費として対象となるか？	対象とならない。(事業の為に使用されたか証明できない為)
29	視察研修や先進事例調査等に関する旅費は、対象となるか？	単に先進地の視察研修や事例調査をする場合は対象とならないが、村内で事業を実施するために必要不可欠で具体的な成果が得られると見込まれる調査等に関する旅費である場合は補助対象とします。ただし、5万円を超える部分については補助対象としない。
30	備品の購入費は対象となるか？	対象となる。ただし、5万円を超える部分については補助対象としない。
31	どのような場合に変更交付申請が必要になるのか？	交付金対象事業の目的や事業内容に変更が生じる場合や、交付決定額の増額が見込まれる場合には変更交付申請書の提出が必要。ただし、交付金対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であると認められる場合を除く。
32	補助金の概算払いは可能か？	概算払いは可能。(交付決定額の2/3以内の額で概算払いをします。)
33	支払はクレジットカードでも良いか？	原則、銀行振込として下さい。ただし、その他の支払い方法で支払った証拠が明確であるもの(クレジット請求明細書など)を提出できる場合は、その他の支払い方法も可とする。
34	実績報告書はいつ提出したら良いか？	事業完了後30日以内又は、事業の完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。
35	事業費の支払いの分かる書類は、レシートでも良いか？	領収書が好ましいが、購入店等の都合により領収書の発行が困難な場合は、レシートの提出に代えることができる。
36	精算額が増額となったが、補助金は増額となるのか？	予算の範囲内で補助金の増額が可能。(上限20万円)